

歯科医の数は十分か

(西ドイツ)

西ドイツの歯科医免許の最高機関である連邦疾病金庫歯科医連盟では、連邦の歯科医の数は現状で十分確保されていると見ている。これは歯科医学生の数をもっと増やすべきだとの声に対して表明されたものであるが、歯科医の数を増やすよりは、保健政策的には歯の病気の克服の方が大切だというのである。

歯科医連盟会長 Zedelmaier によると、現在西ドイツの密度は、疾病金庫が最も望ましいと考えている 1 : 17,000 に近く、いま以上に歯科医の数を増やすことは必要ないと考えられる。現在 33,000 の歯科医の治療における待ち時間の問題は結局医師が農村に比べて都市に集中しているため、組織を改めることで克服できる。

歯科医学校の新入生は1978年1564名あり、また大学も来年20から25に増えるため、目標としてきた密度は近く達成される。むしろ問題は学生の増加による教育の質の低下である。

連盟会長はまた最近首相 Ehrenberg が公表した保健制度における協調活動に関するコミュニケに対して反論している。コミュニケでは医学志望者と学生に向けて、歯科医の将来の需要に備えてこの分野に向かうことを勧めているが、会長はこれに対し、歯科医の数の増えることは、医療費の低減という協調活動の目的に反すると言っている。歯科医の数が増えれば受診が増え、疾病金庫の支出が高まるし、さらに多数の歯科医は診療報酬交渉に当って金庫に圧力をかけ易くなり、その結果支出がさらに増えるというのである。

この数か月歯科医師会内部で、協調活動に対してボイコットの動きが高まっており、今後の行動について他の医師会とも相談して、医師の独立性を守るべく行動することも考えている、と会長は言明している。

Süddeutsche Zeitung, 3. November

(安積鋭二 国立国会図書館)

西ドイツ

年金保険の財政について (1)

年金保険は1981年保険料が上げられ、新たな収入源を得ることになるが、もし連邦政府の補助金が1980年以前の分について早目に支出されないときは、年金支払いのため外部の資金援助をあおがざるをえないことになり、年金保険史上初めてのことであるが借金をすることになる。もっともこれは1980年度分についてだけで、それ以後は上記の増収が予想されている。

たしかに1980年は公的年金保険にとって難かしい年で、ドイツ年金保険担当機関連盟の計算だと、保険積立金は1980年の末まで約106億マルクと1.2か月分しか残らなくなる。この額だとたしかに支出と収入を見比べて数か月の余裕はあり、また法的にも最低1か月分の積立ての規定に反するわけではない。

しかし106億マルクのうち70億マルクは短、中期の流動資金として残しておかねばならない。特に社会施設および個々の被保険者への貸付けがある。ドイツ年金保険担当機関連盟会長 Werner Doetsch の説明によると、この種の貸付けはどうしても確保しておかねばならないので、これらの資金のためには市中銀行の融資によらざるをえないだろう、というわけである。

これ以外の方法としては、数年来の連邦債務の返還の最終分を引きのばすこ

とが考えられるが、これに対しては蔵相が強く反対しており、このため年金保険としては史上初めて金融市場で資金を調達せざるをえないこととなる。

それにしても年金保険の財政事情は半年前に比べて好転していると思われる。保険料収入は以前考えられたよりよくなっているが、しかしだからといって給付能力が向上したわけではない。だから連盟としては、例えば議会の公布した重度障害者の選択制老齢年金資格限度（Flexible Altersgrenze）の費用を、1981年以後も連邦が負担することを断固として要求する。1981年とそれ以後の期間を区別して扱う理由は全くないからである。

さらに連盟としては、連邦がこの新法の費用について予想している額だけに限ろうとしていることにも反対する。連邦はこの選択制老齢限度の引き下げに伴う費用を1982年までに12億マルクと見積っているが、連盟はこれを19億マルクと考える。その後もこの費用は上がって、1992年までに140億マルクに達すると算定される。

以上のように連盟は議会に対して新法の財源計画を批判し修正を求めており、議会は連邦政府に対し、1981年中期までの老齢限度引き下げの財政的影響を報告し、1982年以後の財政計画をすることを要求している。

Süddeutsche Zeitung, 24. Oktober

（安積鋭二 国立国会図書館）

年金保険の財政について (2)

連邦労相 Ehrenbergによると、選択制老齢年金受給資格限度（Flexible Altersgrenze）が引き下げられた後重度障害者の半数以上が早期に年金を

受けるようになる場合でも、1982年までは年金保険の財源は確保されるはずであるという。このことは年金保険担当機関連盟が、政府の景気対策一括法案の定めているように、1979年1月1日から選択制老齢限度を現在の62歳から61歳に、さらに1年後には60歳に引き下げられた場合、重度障害者の70%はこの制度を利用するようになるだろう、との予想に答えて表明されたものである。

1978年末には、積立金はこれまでの見込み以上の17億マルクに達するという労相の指摘だと、専門家の意見ではこれはつまり、政府は老齢限度引き下げのために、規定の7億9千万マルクの補助金を増額するつもりはなく、それ以上の負担は年金保険の方で独自に負担しなければならないということである。つまりこの補助金は、重度障害者の2人のうち1人が早期に年金を受給するようになった場合にしか、対応できないものだということである。

労相は保険料拠出収入について、1978年末までに約12億マルクと、景気が予想されている以上に好転した場合の計算をしているが、これは政府の合理化措置がうまくいったことを物語っている。

Süddeutsche Zeitung, 27. Oktober

（安積鋭二 国立国会図書館）

オーストラリアの社会保障改正

オーストラリア政府は、このたび、所得保障および医療保障の双方において、かなり大胆な社会保障制度の改正を行なった。改正の基調は、経済的苦況のなかでの社会保障の合理化として特徴づけられるであろう。

以下は、1978年度改正の要点である。